

時間外労働の上限規制等に関するオンライン説明会

高年齢労働者の労働災害防止対策等について

神戸東労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

神戸東第14次労働災害防止推進5か年計画



神戸東第14次労働災害防止推進5か年計画

神戸東第14次労働災害防止推進5か年計画のポイント (2023年度 ~ 2027年度)

神戸東労働基準監督署

計画のねらい

誰もが安全で健康に働くために、労働者の安全衛生対策の義務を担う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が、安全衛生対策について自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要となります。また、消費者・サービス利用においても、安全衛生対策の必要性や安全衛生に対する理解が求められます。

労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的評価される環境を形成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ります。

計画の重点事項

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者（中高齢者の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

重点事項の具体的な取組（抜粋）

1 作業行動に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 経営幹部による安全衛生方針を表明し、自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発に努める。
- 安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全衛生管理体制を確保した上で、事業場全体として主体的に労働者の安全と健康保持創造のための活動に取り組む。

2 労働者（中高齢者の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ハーフ面とソフト面の画面からの軽微災害予防対策に取り組む。
 - 正社員以外の労働者も含めた全ての労働者に対する安全衛生教育の実施を徹底する。
 - 介護機器、福祉用具等の導入による作業の能力化と効率化に取り組む。
- アウトプット指標**
- 定期的対話（ハーフ・ソフト面からの視聴）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
 - 新規・小規模及び既存・複数の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。
 - 介護・看護作業において、ノーリフターカー（人による運搬上げは行わない）（譲・看護）を導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに累加せざる。
- アウトカム指標**
- 軽微の労働災害死傷者数を2027年までに導入とともにその増加に止めをかける。
 - 軽微による平均休業日数を2027年までに4日以下とする。
 - 社会保険機関における悪影響の光傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善、高年齢労働者の健康や体力の状況の把握と対応等に努める。
- アウトプット指標**
- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- アウトカム指標**
- 60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に止めをかける。

神戸東署管内の死亡者数・死傷者数の推移



計画の目標

- アウトプット指標：重点事項に対する取組の効果を確認する指標
- アウトカム指標：アウトプット指標を達成した結果として期待される効果

アウトカム指標の達成を目指した場合に期待される結果
2027年において

- 死亡災害 2022年と比較して15%以上減少
- 死傷災害 2022年と比較して減少に転じさせる

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

- 外国人労働者が安全衛生の基本的な知識や作業ごとの危険性等について理解が出来るよう母国語に翻訳された視聴覚教材や安全衛生教育マニュアル等を活用する。

- アウトプット指標**
- 周辺に設置された教科書や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。
- アウトカム指標**
- 外国人労働者の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

- 建設現場及び生産現場において、労働者だけでなく、個人事業者等を含め、安全衛生に関する措置を統一的に実施する。

6 車両駆駆の労働災害防止対策の推進

- リスクアセスメントを複数実施し、残留リスクの低減に取り組む。
- 「建設作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主を含めた役作業における安全対策に取り組む。
- 落落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む。
- 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、機械の製造者、使用者の立場に応じたリスクアセスメントを適切に取り組む。

- アウトプット指標**
- 「建設作業における安全ガイドライン」に基づく指標を実施する陸上貨物輸送事業の事業者（荷主となる事業者を含む）の割合を2027年までに45%以上とする。
 - 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業者の割合を2027年までに85%以上とする。
 - 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業者の割合を2027年までに60%以上とする。
- アウトカム指標**
- 陸上貨物輸送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
 - 建設業における死者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
 - 製造業における機械による「はさまれ巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。

7 労働者の健康障害対策の推進

- 労働者数50人以上の事業場において、確実にストレスチェックを実施する。さらに、その結果を基に集団分析を行い、その要因分析を活用した職場環境の改善に取り組む。
- 年次有給休暇の実現的な取得の促進。勤務時間・イマセイ用具の導入、労働時間等の設定を改善する。
- 産業保健活動を行うため必要な産業保健スタッフを確保し、労働者に対して必要な産業保健サービスを提供する。

- アウトプット指標**
- 年次有給休暇の実現的な取得率を2025年までに70%以上とする。
 - 勤務時間・イマセイ用具を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。
 - メタルヘルメット着用（労働者50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。
 - 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。
 - 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに90%以上とする。
- アウトカム指標**
- 産業保健時間40時間以上である雇用者のうち、過労感時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
 - 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

8 化学物質等による健康障害対策の推進

- 安全データシート（SDS）に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的なリスク防止措置を実施する。
- ISMS規格に適合したWBTG指針を使用し、WBGT値（暑さ指数）の把握とWBGT値に応じた作業環境管理、作業管理を適切に実施する。

- アウトプット指標**
- リスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに60%以上とするとともに、その結果に基づいて、必要な措置を実施する。
 - 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2027年までに60%以上とする。
- アウトカム指標**
- 化学物質の生体に競争的遮断作用を有する効能物質（有効物質との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。
 - 熱中症による死亡者数を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

神戸東第14次労働災害防止推進5か年計画の概要

労働災害防止計画とは

○ 労働安全衛生法（第6条）に基づき、労働災害の防止に向けた基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。

【参照条文（労働安全衛生法）（抄）】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

計画期間

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日までの5か年計画

計画の重点事項

- 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- 労働者（中高齢者の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
- 業種別の労働災害防止対策の推進
- 労働者の健康確保対策の推進
- 化学物質等による健康障害防止対策の推進

計画の目標

アウトプット指標

重点事項に対する取組の効果を確認する指標

アウトカム指標

アウトプット指標を達成した結果として期待される効果

2027年において

死亡災害 2022年と比較して15%以上減少

死傷災害 2022年と比較して減少に転じさせる

重点ごとの具体的取組

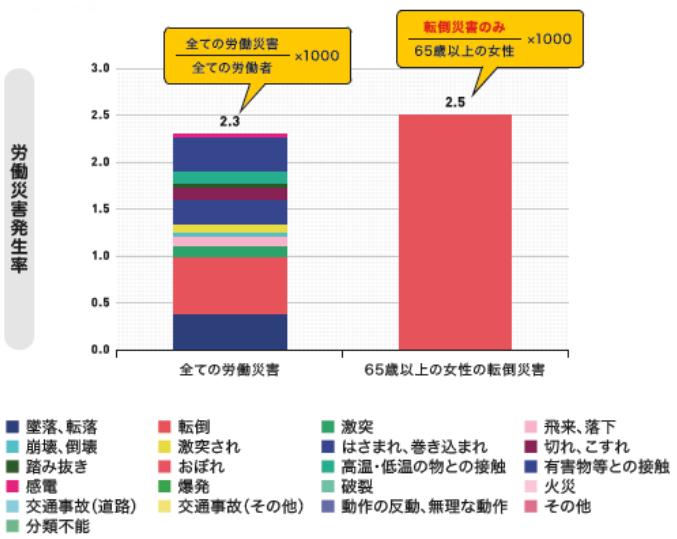
労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

- ① 転倒災害は、加齢による骨密度の低下が顕著な中高年齢女性を始めとして、極めて高い発生率となっており、対策を講すべきリスクであることを認識する。

転倒災害の発生率

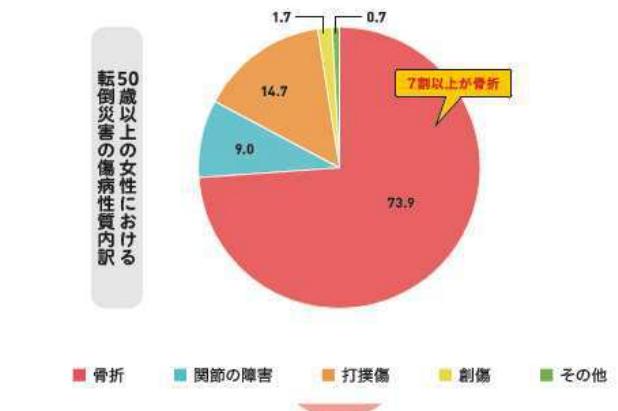
高年齢女性は、転倒災害の発生率だけで、全労働者の全ての労働災害の発生率よりも高い。



出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

転倒災害のリスク

中高年齢女性は、骨密度の低下により、骨折しやすいため、休業日数が1ヶ月を超える重篤な災害になり得る。



全ての労働者の転倒災害による平均休業見込日数は47日（令和3年）

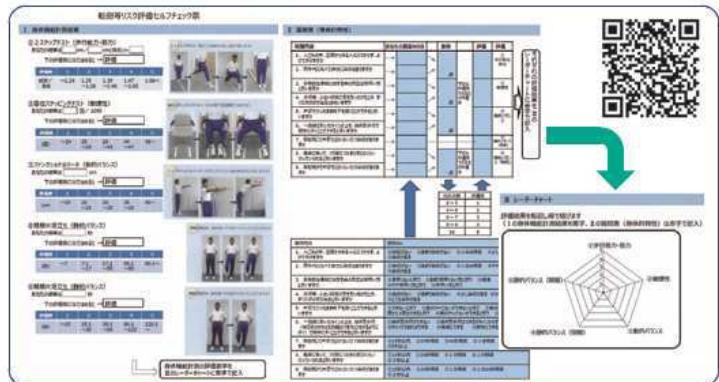
重点ごとの具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと【転倒予防対策】

- ② 転倒しにくい環境づくり（段差の解消・見える化、通路や作業場所の床の水等の拭き取り、整理整頓の徹底等のハード対策）だけでなく、個々の労働者の転倒や怪我のしやすさへの対応（転倒等リスクチェックの実施と結果を踏まえた運動プログラムの導入等、骨粗しょう症検診の受診勧奨等のソフト対策）に取り組む。

転倒等リスクチェック



運動プログラムの導入等

労働者の身体機能低下を抑制し、転倒災害を予防する。

中災防

転倒災害防止のための身体機能向上セミナー



厚生労働省 毎日3分でできる

転びにくい体をつくる職場エクササイズ



骨粗しょう症検診の受診勧奨

特に高年齢女性に対して、市町村が実施する「骨粗しょう症検診」の受診を勧奨する。

出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

重点ごとの具体的取組

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

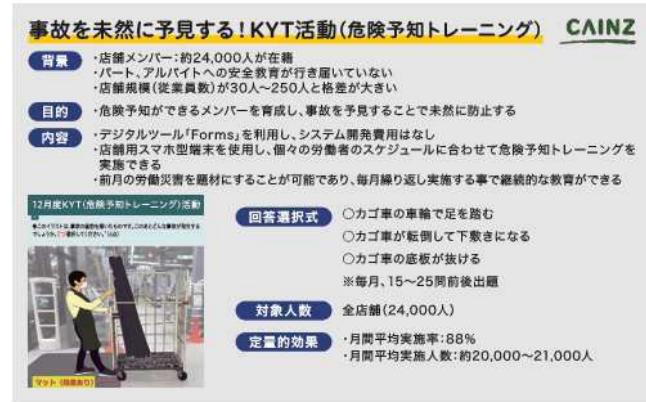
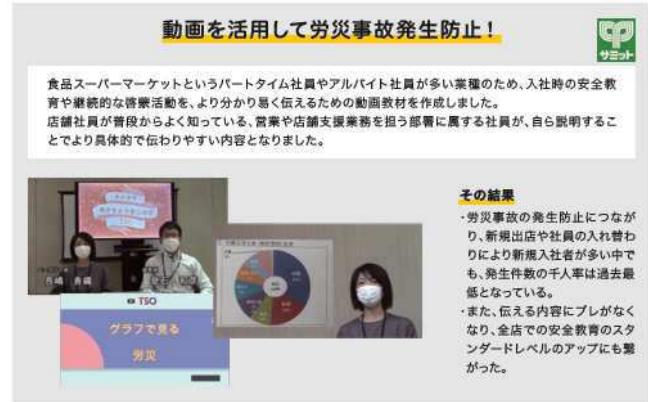
事業者に取り組んでもらいたいこと

- 特に第三次産業において、注意喚起をしておくことで防げた災害も多いことから、**パート・アルバイトの労働者も含めて安全衛生教育を着実に実施する。**

安全衛生教育の実施

小売業では47%、医療・福祉では44%が**正社員以外への雇入時教育を未実施**（平成28年）

（小売業や介護施設等では人手不足により業務多忙が常態化していること等から、雇入時教育等の安全衛生教育が適切に実施されているとはいえない実態がある。）



出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

アウトプット指標（2027年まで）

- ◆ 転倒防止（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場を50%以上
- ◆ 正社員以外への安全衛生教育の実施率を**80%以上**（卸売業・小売業／医療・福祉）

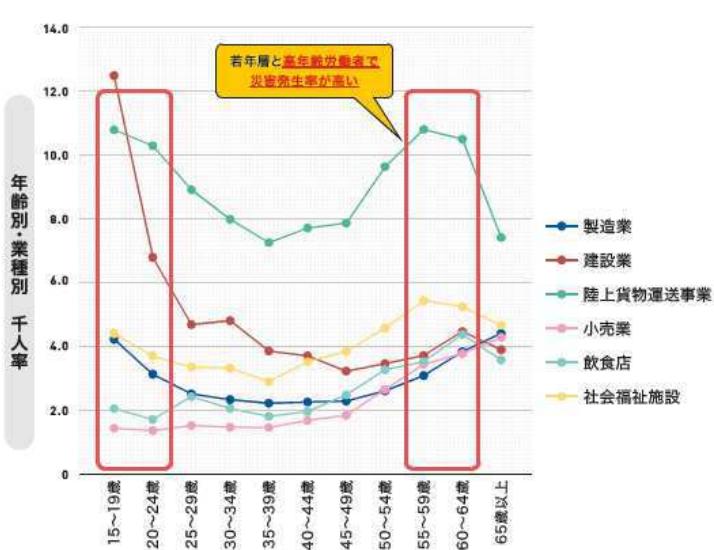
アウトカム指標（2027年まで）

- ◆ 転倒の**年齢層別死傷者数**を男女とも**増加に歯止め**
- ◆ 転倒による**平均休業見込日数**を**40日以下**

重点ごとの具体的取組

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 労働災害発生率（千人率）は、男女ともに、**若年層と高年齢労働者で高い**。
- 65～74歳の労働災害発生率（千人率）を30歳前後の最小値と比べると、**男性で約2倍、女性で約3倍**。



データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）労働力調査（基本集計・年次・2021年）
※1年間の平均労働者数として、「役員を含んだ雇用者数」を用いている。

※千人率＝労働災害による死傷者数/平均労働者数×1,000
※便宜上、15~19歳の死傷者数には14歳以下を含めた。

データ出所：労働者死傷病報告（令和3年）労働力調査（基本集計・年次・2021年）

出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

重点ごとの具体的取組 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

エイジフレンドリーガイドラインを踏まえた対策

* 国では「エッセンス版」の作成・周知啓発

① 安全衛生管理体制の確立等

経営トップ自ら安全衛生方針を表明し、担当組織・担当者を指定、リスクアセスメントの実施

② 職場環境の改善

身体機能の低下を補う設備・装置の導入、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理、勤務形態等の工夫

③ 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

健康測定等により、事業者、高年齢労働者双方が健康や体力の状況を客観的に把握

④ 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

把握した状況に応じて適合する業務をマッチング、身体機能の維持向上への取組

⑤ 安全衛生教育

写真や映像等の情報を活用した安全衛生教育、経験のない業種や業務に従事する場合の丁寧な教育訓練



※エイジフレンドリー
ガイドライン全文
(厚生労働省HP)
令和2年3月16日付け
基安発0316第1号通知

アウトプット指標（2027年まで）

◆ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく対策を講じる事業場を50%以上

アウトカム指標（2027年まで）

◆ 60歳代以上の死傷者数を男女とも増加に歯止めをかける

エイジフレンドリー補助金（ご案内）

「高年齢労働者の労働災害防止対策」や「コラボヘルス等の労働者の健康保持増進」のための取組に対して補助

補助案件

補助金申請期間 令和5年6月12日～令和5年10月末日	
対象事業者	高年齢労働者の労働災害防止対策コース
補助対象	高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組に要した経費（機器の購入・工事の施工等）
補助率	1/2
上限額	100万円 (消費税を除く)
注意事項	※2コース併せての上限額は100万円です。 ※2コース併せた申請の場合は、必ず2コース同時に申請してください。 (月を絞って別々の申請はできません)。 ※この補助金は、事業場規模、高年齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付を決定します。 全ての申請者に交付されるものではありません。

（※1）中小企業事業者の範囲

業種	常時使用する労働者数	資本金又は出資の総額
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り配達飲食サービス業	50人以下 5,000万円以下
サービス業	医療・福祉、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品販賣業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下 5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下 1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下 3億円以下

※ 労働者数または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※ 医療・福祉法人は原則資本金がありません。労働者の人数のみでの判断となります。

補助対象となる取組

高年齢労働者の労働災害防止コース

高年齢労働者(60歳以上)の労働災害の防止のための取組に要する費用が補助対象

- 転倒・墜落災害防止対策
- 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策
- 暑熱な環境による労働災害防止対策
- その他の高年齢労働者の労働災害防止対策



コラボヘルスコース

労働者の健康保持増進のための次の取組に要する費用が補助対象

- 健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策、ハラスマント対策等の健康教育等(オンライン開催、eラーニングなども含む)※産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの
- 事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によるコラボヘルスを実施するための健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行なうシステムの導入
- 栄養・保健指導の実施などの労働者への健康保持増進措置(健康診断、歯科検診、体力チェックの費用は除く)

外国人労働者の労働災害発生状況

外国人労働者数の増加に伴い、**外国人労働者の死傷者数も増加傾向**。全業種と比較して、**外国人労働者の災害発生率は高い**。これについて、以下の要因が考えられる。

- ①業務経験が比較的短い ②日本語そのものの理解が不十分 ③コミュニケーション不足により、職場の「危険」の伝達・理解も不足

外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移



※令和4年1月28日厚生労働省発表「外国人雇用状況」の届出状況まとめ
(令和3年10月末現在)より数値引用

労働者死傷病報告の様式改正に伴い、平成31年以降の死傷者数は平成30年までとは把握の方法が異なる。※新型コロナウイルス感染症への罹患によるものを除く

出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

11

重点ごとの具体的取組

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

外国人労働者への安全衛生教育や健康管理を実施

*国は、危険を「見える化」するピクトグラム安全表示の開発を促進

- 外国人労働者が、内容を確実に理解できる方法で行う。（**母国語や視聴覚教材の使用**）
- 使用させる機械等、原材料等の危険有害性や取扱方法を**確実に理解**させる。
- 標識、掲示及び表示等に**図解を用いる**、**母国語**で注意喚起語を**表示する**。 等



外国人労働者関係（視聴覚教材）



出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

アウトプット指標（2027年まで）

- ◆ **母国語の教材や視聴覚教材**を用いて、外国人労働者向けの災害防止の教育を実施している事業場を**50%以上**

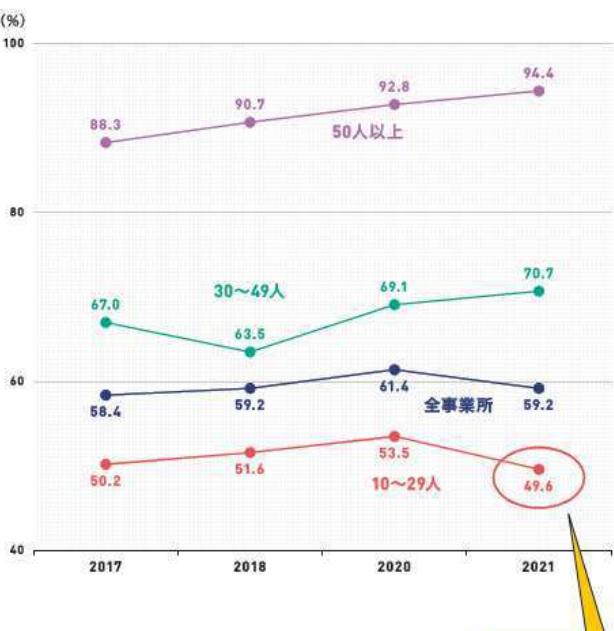
アウトカム指標（2027年まで）

- ◆ 外国人労働者の**死傷者数を減少**

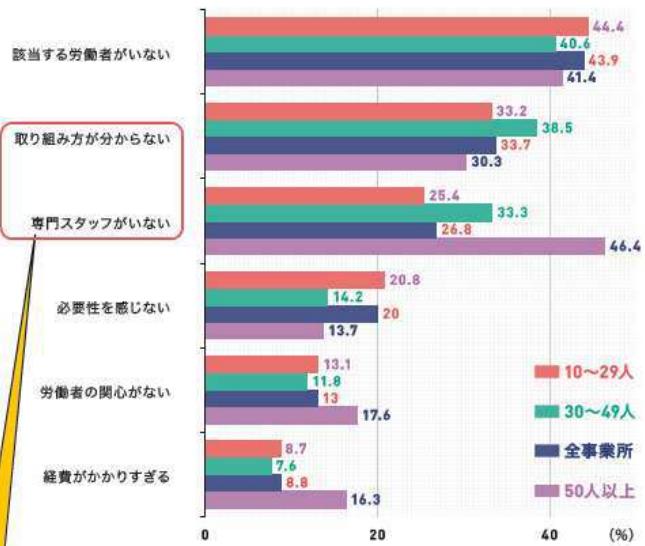
12

メンタルヘルス対策を取り巻く現状

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合（事業所の規模別）



メンタルヘルス対策に取り組んでいない理由（2020年）



出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

13

重点ごとの具体的取組 労働者の健康確保対策の推進

事業者に取り組んでもらいたいこと

メンタルヘルス対策

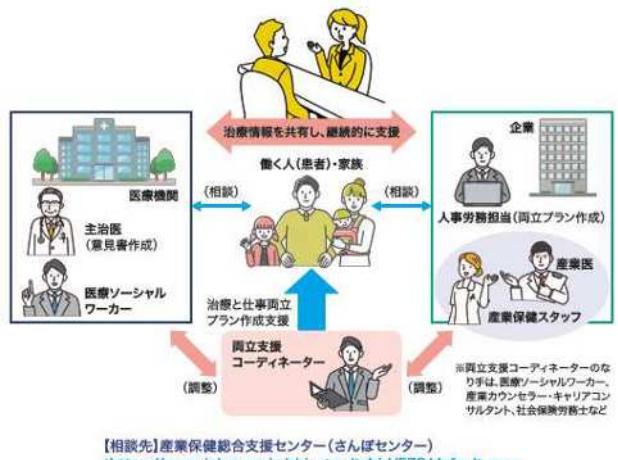
- ・ストレスチェックの実施にとどまらず、ストレスチェックの結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善を実施。
- ・職場のハラスメント防止対策に取り組む。

過重労働対策

- ・長時間労働者への医師による面接指導や、産業保健スタッフ（保健師、看護師等）による相談支援を受けるよう勧奨他

産業保健活動の推進

- ・事業場の状況に応じて必要な産業保健活動の実施。
- ・治療と仕事の両立において、支援を必要とする労働者が申し出しやすいよう、職場環境の整備や両立支援コーディネーターを活用した円滑な支援を図る。



出典：第14次労働災害防止計画の概要（厚生労働省）

アウトプット指標（2027年まで、一部2025年まで）

- ◆メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合100%を目指す（50人以上）
- ◆50人未満の小規模事業場のストレスチェック実施の割合を50%以上
- ◆必要な産業保健サービスを提供している事業場を80%以上
- ◆年次有給休暇の取得率を70%以上（2025年まで）
- ◆勤務間インターバル制度を導入している企業を15%以上（2025年まで）

アウトカム指標

- ◆自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を50%未満（2027年まで）
- ◆週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者を5%以下（2025年まで）

14

産業保健活動総合支援事業のご案内

産業保健総合支援センター※47都道府県に設置

◆ 産業保健スタッフ、事業主等に対して、産業保健研修や専門的な相談への対応などの支援を実施

- ・産業医等産業保健スタッフ向け**専門的研修**、事業主等向け**相談対応**
- ・メンタルヘルス対策や両立支援の専門家による**個別訪問支援**
- ・事業主・労働者等に対する啓発セミナー 等

地域産業保健センター ※産業保健総合支援センターの下、全国約350カ所に設置

◆ 産業医、保健師を配置し、小規模事業場への支援を実施

- ・**長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導**
- ・健康診断結果についての医師からの意見聴取
- ・労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談 等

15

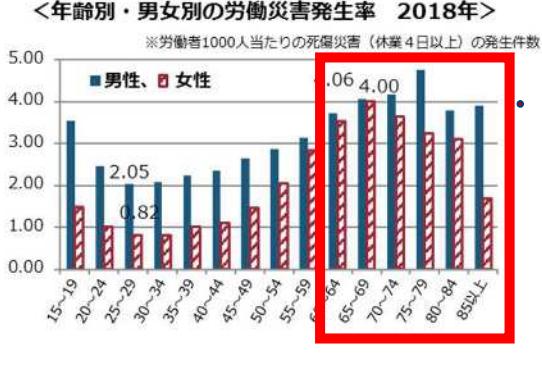
エイジフレンドリーガイドライン

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)



高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

- 働く高齢者が増加（60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍）
- 労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上
- 労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い

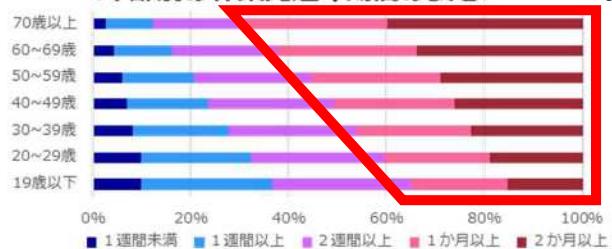


出典：労働力調査、労働者死傷病報告

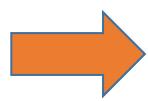
高齢者は
被災しやすい！

重症化しやすい！

＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続ければ
人手不足を招くおそれも

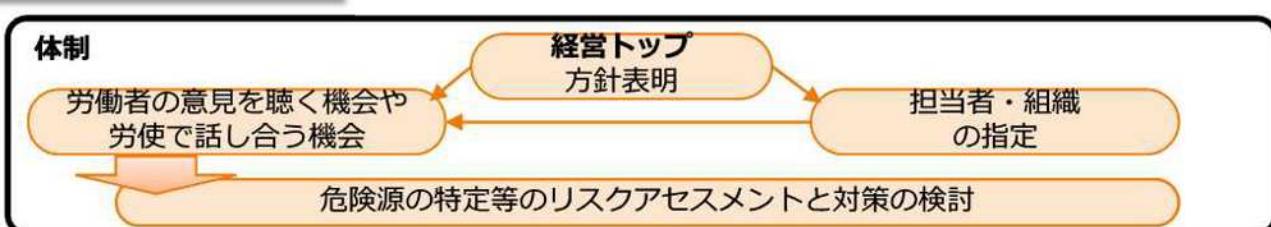


安心して安全に
働くことのできる職場づくりを！

エイジフレンドリーガイドラインの概要

高年齢労働者の就労状況や業務内容等の実情に応じ、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業者に求められる事項



具体的取組

	予防	把握・気づき	措置
安全衛生教育 場のリスク 人のリスク	身体機能を補う 設備・装置の導入 (本質的に安全なもの)	危険箇所、危険作業 の洗い出し	身体機能を補う 設備・装置の導入 (災害の頻度や重篤度を低減させるもの)
	メンタルヘルス対策 (セルフケア・ラインケア等)	ストレスチェック ①個人、②集団分析	職場環境の改善等のメンタルヘルス対策
	健康維持と体調管理	作業前の体調チェック	働く高齢者の特性を考慮した作業管理
	運動習慣、食習慣等の 生活習慣の見直し	健康診断	健診後の就業上の措置 (労働時間短縮、 配置転換、療養のための休業等)
	体力づくりの 自発的な取組の促進	安全で健康に働く ための体力チェック	健診後の面接指導、保健指導
			体力や健康状況に適合する業務の提供
			低体力者への体力維持・向上に向けた指導

1 安全衛生管理体制の確立

- 企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します

2 職場環境の改善

(1)身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- 高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

【対策の例】



その他の例
・不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する
・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材を採用する 等

19

2 職場環境の改善

(2)高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- 高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくなること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります。

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1)健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

(2)体力の状況の把握

- 主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

- 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果					
① 2ステップアスト（歩行能力・筋力） あなたの結果は [] cm / [] cm(身長) = [] 下の評価表に当てはめると → 評価					
評価	1	2	3	4	
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.30	1.31 ~1.47	1.48 ~1.65	
② 座位ステッピングテスト（筋持久性） あなたの結果は [] 回 / 20秒 下の評価表に当てはめると → 評価					
評価	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~32	33 ~43	44 ~47	48 ~
③ フィンクショナルリーチ（筋的バランス） あなたの結果は [] cm 下の評価表に当てはめると → 評価					
評価	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~28	29 ~35	36 ~47	48 ~
④ 開脚片足立ち（静的バランス） あなたの結果は [] 秒 下の評価表に当てはめると → 評価					
評価	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~7.7	7.8 ~8.5	8.6 ~9.1	9.2 ~
⑤ 開脚片足立ち（静的バランス） あなたの結果は [] 秒 下の評価表に当てはめると → 評価					
評価	3	2	1	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~64.1	64.2 ~120	120.1 ~

各評価表の評価欄に該当する数字を記入

身体機能計測の評価数字を
正のルーチンカードに記入

4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

(1)個々の高年齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます
(労働時間の短縮、深夜業の回数の減少、作業の転換等)

(2)高年齢労働者の状況に応じた業務の提供

健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

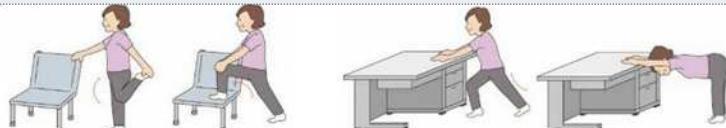
(3)心身両面にわたる健康保持増進措置

例えばフレイルやロコモティブシンドromeの予防を意識した**健康づくり活動**を実施します

5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- **再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います**

労働者に求められる事項



一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るために努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

転倒災害防止対策



職場内で転倒災害が起こる事例

● 職場でこんなことありませんか？



● 仕事中なら、これらは全て労働災害です！

出典：職場のあんせんサイト「労働災害事例」「ヒヤリハット事例」

23

転倒災害は労働災害です

- 兵庫県内における労働災害のうち「転倒災害」は最も多く、中でも**高年齢労働者の被災者が増加**している状況にあり、すべての業種に共通する課題となっています。
- 転倒災害の防止にあたっては、設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが必要です。
- 「**転倒災害**」は「**労働災害**」であることを理解し、労使一体となって、職場環境改善の取組を進めましょう。



転倒災害は増加傾向にあります。
転倒災害による休業期間は1か月以上となる
ケースが多く、中には3か月以上となった事
例もあります。



高年齢になるにつれて転倒災害で被災してお
り、とりわけ高年齢の女性の被災が多くなっ
ています。

24

転倒災害の3つのパターン

◆つまづき



床に段差があり、つまずいて転倒したという例が多くあります。また、放置されていた荷物などにつまずいたというケースがあります。

◆滑り



床の素材が滑りやすいものであったり、床に水や油などが残ったままの状態であったりすると、滑って転倒しやすくなります。

◆踏み外し



大きな荷物を抱えて階段を下りるときなど、足元が見えづらいときに足を踏み外し、転倒することがあります。

25

全国の転倒災害発生状況（休業4日以上、令和3年）



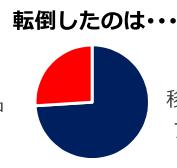
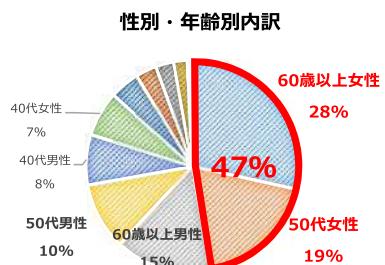
転倒による怪我の態様

・骨折（約70%）

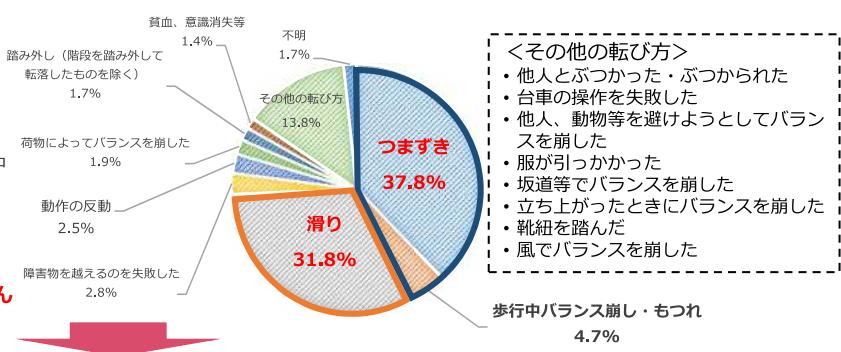
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数

47日

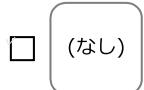


転倒災害が起きているのは
移動のときだけではありません



26

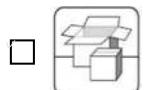
「つまづき」等による転倒災害の原因と対策



(なし)

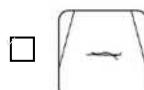
何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)

▶転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)



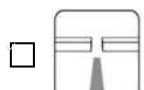
作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)

▶バックヤード等も含めた整理、整頓 (物を置く場所の指定) の徹底



通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)

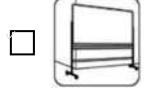
▶敷地内 (特に従業員用通路) の凹凸、陥没穴等 (ごくわずかなものでも危険) を確認し、解消



作業場や通路以外の障害物 (車止め等) につまずいて転倒 (8%)

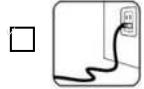
▶適切な通路の設定

▶敷地内駐車場の車止めの「見える化」



作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)

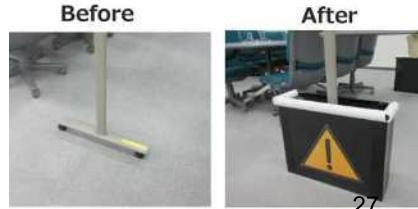
▶設備、什器等の角の「見える化」



作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)

▶引き回した労働者が自らつまずくケースも多い

▶転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



27

「滑り」による転倒災害の原因と対策



凍結した通路等で滑って転倒 (25%)

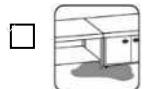
▶従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)



作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)

▶水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)

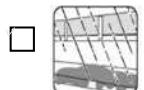


水場 (食品加工場等) で滑って転倒 (16%)

▶滑りにくい履き物の使用 (労働安全衛生規則第558条)

▶防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)

▶隣接エリアまで濡れないよう処置



雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)

▶雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



(★)については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」(補助率1/2、上限100万円)を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金

中小規模事業場
安全衛生サポート事業

転倒災害を防ぐためには

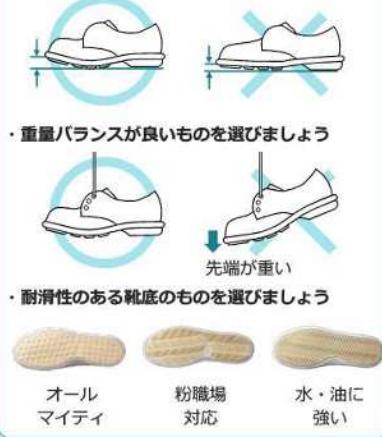
職場内の整理整頓

- 荷物は通路にはみ出さず置いておく
- 道具の使用後は定位位置に戻す
- ゴミは決められた容器に捨てる
- 定期的に清掃し、清潔にする



転びにくい靴えらび

- ある程度つま先が高いものを選びましょう
- 重量バランスが良いものを選びましょう
- 耐滑性のある靴底のものを選びましょう



<危険マップ及びマークのイメージ>



- そのほかにも、職場の危険マップを作成し、危険情報を共有すること、
- 転倒の危険性がある場所にステッカーを掲示し、注意喚起することも重要です。

職場の状況をチェックしてみましょう

1. 通路、階段、出口に物を放置していませんか
2. 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
3. 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか
4. 靴は、滑りにくくちょうど良いサイズのものを選んでいますか
5. 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知されていますか
6. 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識はありますか
7. ポケットに手を入れたまま歩いていませんか
8. ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
9. 転倒を予防するための教育が行われていますか

転倒災害防止対策の好事例



トラテープと表示で
注意喚起



長靴底すり減りの
見える化と洗浄も徹底



台車の収納ラックで
つまずき防止対策

転倒災害防止対策

○職場のあんぜんサイトの活用

サイトで公開されている効果的な対策、視聴覚教材、好事例の活用等



転倒・腰痛防止用視聴覚教材 (YouTubeにて公開)

転倒・腰痛防止用視聴覚教材



～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～
(4分15秒)

(令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



31

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

- 体調がすぐれない場合などは、無理をしないよう
にしましょう。
- 周囲が危なくないか、確認しましょう

監修 東京大学医学部附属病院 22世紀医療センター
運動器疾患メディカルリサーチ＆マネジメント講座 特任教授
医学博士 松平浩

この体操による効果については、令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として得られたものです。

腰痛予防対策

● 理法 ● 経過 ● 腰痛予防対策 ● 番号(教材・資料／関連情報・制度)

参考 (教材・資料／関係機関・制度)

※一般的な腰痛予防対策の参考を紹介しています。保健衛生業の腰痛予防対策の参考についてはこちらを、陸上貨物運送事業の腰痛予防対策の参考についてはこちらをご覧ください。

- 腰痛予防対策に関する教材・資料
- 職場の好事例集
- ▶ 踏み出を訪る職場の好事例集 (67頁／令和5年4月／厚生労働省労働基準局・中央労働災害防止協会)

- 転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」 (監修：松平浩)
令和元年度厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として制作
- ▶ 動画 (4分15秒)
- ▶ 関連書 (10冊)

- 啓発資料
- ▶ 「事業主の皆さんへ 職場での腰痛を予防しましょう！『腰痛予防対策指針』による予防のポイント (4頁／平成25年11月／厚生労働省労働基準局)

12 これだけ体操



足を肩幅より広めに、つま先を真っ直ぐ前に向けて開きます。

指先を下にして手の平をウエストラインの位置より少し下にあてます。
この時小指側がそろそろより良いでしょう。

膝は伸ばしたまま、じっくりと胸を開きながら両肘を内側に寄せて、腰の下の部分(骨盤)を手でしっかりと前へ押し込みます。その際頭を軽く引いて、目線は斜め30°です。そして息を吐きながらつま先重心で腰が浮かぶか浮かない程度で粘りましょう。「これだけ体操」は、腰痛予防に効果なことが証明されており、腰まわりの筋肉の血流アップにもつながる体操ですので、正しいフォームを習得しましょう。

CHECK POINT

- ✓ 頭を軽く引き目線は斜め30°か
- ✓ 膝が伸びているか
- ✓ 胸をじっくりと開けているか
- ✓ 両肘を寄せているか
- ✓ しっかり骨盤を押せているか
- ✓ つま先重心になっているか

この体操中に右腕から左もものかけて痛みが悪くなる場合は行わないでください。この動きで腰の部分の神経が刺激されている可能性があります。整形外科医への相談を考慮してください。